

(定義・目的)

第1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。
- (2) 欠席日数や遅刻・早退等の状況を注視し、教職員間で情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対応委員会」の機能性を高める。

(組織は、管理職・首席・生徒指導担当者・特別支援コーディネーター・当該学年担当者・養護教諭・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・その他の関係者により構成する)

- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実するとともに、いじめ予防授業に取り組む。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力向上に取り組む。
- (4) 児童会活動を通して、児童自らが「友達を大切にする」姿勢を育む。
- (5) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) SNS等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童へのDC教育及び保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめを認知するためにデイケン等を活用し、アンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で適切に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。
- (3) 教育相談のうち、相談内容にはいじめの内容も含むことも児童や保護者に知らせ、いじめの当事者（保護者含む）やいじめ周辺者（保護者含む）からの情報の収集に努める。また、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

(いじめに対する措置)

第4 いじめを発見・通報を受けた場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対応委員会」で対応を検討する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
  - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
  - (2) 事態の軽重に関わらず、速やかに保護者へ事実関係を伝える。
  - (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
  - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
  - (5) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえるよう指導する。
  - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。(別紙2)

2 いじめの重大事態が発生した場合は、「いじめ防止対応委員会」が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、「いじめ防止対応委員会」による調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) 「いじめ防止対応委員会」は、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて、被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(その他)

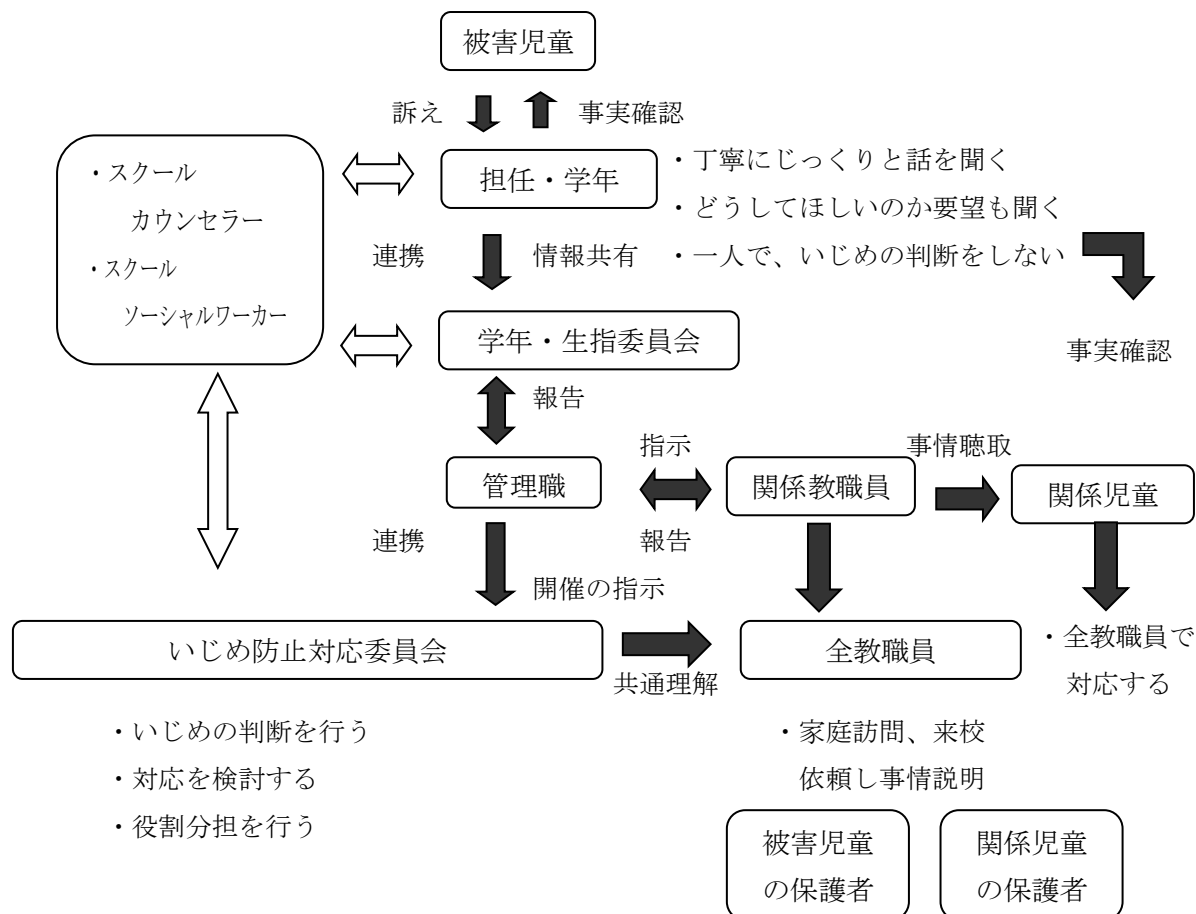
第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	児童	保護者	地域・その他
4月	いじめ防止基本方針の 説明および共通理解			PTA
	学級懇談			
5月				地域教育協議会 運動会
6月	校内研修	学校生活アンケート (対応)		
7月	学期末集計、点検・検証	個人懇談		学校評議員
8月	校内研修			
9月				土曜参観
10月		学校生活アンケート (対応)		
11月		学校教育自己診断		
12月	学期末集計、点検・検証	個人懇談		学校評議員
1月	情報関係の出前授業 (高学年)			
2月	学年末集計、点検・検証	学校生活アンケート (対応)		
	学級懇談			
3月	年度末点検・検証			学校評議員 地域教育協議会 PTA

いじめ予防授業 (年間3回)

DC教育 (年間4回)

## 【組織的な対応の流れ】



## 【留意事項】 \*文部科学省「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月参照)

\*大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)

「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月参照)

「いじめ対応プログラムⅡ」(平成19年8月参照)

## ○いじめを訴えてきた児童への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

## ○いじめたと訴えられた関係児童への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの児童から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した児童がいた場合、その児童からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

## ○いじめ防止対応委員会

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた児童を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数で対応する。電話では済ませない。)
- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤー等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域への状況説明」、「報道機関等への情報提供」などについて、市教育委員会と、相談・協議する。